

## 個人情報保護に関するガイドラインの共通化について

## 1. 概要

- 「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月29日国民生活審議会（内閣府に設置））において、事業等分野の実情に応じて策定されたガイドライン等の規定がある程度異なるのはやむを得ないが、一方で共通化できるものもあるのではないかとの指摘。
- これを踏まえ、内閣府の示す方針に沿って各省庁がガイドラインを改定することで足並みを揃えていくため、各府省において必要な措置を講ずることとされた\*。
  - ※「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）
- 内閣府は、「ガイドラインの共通化の考え方について」として方針を定めるとともに、各府省が参考とするため、全事業分野に共通するような標準的なガイドラインを策定。
- なお、このガイドラインの共通化は、各府省が所掌する各事業分野等の特性・独自性等を踏まえた効果的な取組が妨げられるものではなく、各府省においては事業分野の特性に応じてガイドラインを見直すこととされている。

## 2. 対応箇所

別紙のとおり

(別紙) 標準的なガイドラインの反映箇所 (案) (※下線部は追記した箇所)

標準的なガイドライン	ゲノム指針新旧対照表	該当頁
<p>2. 用語の定義</p> <p>&lt;⑦公表&gt;</p> <p>4 (2) ②、5 (2) 及び (4) の規定 (法第 18 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項) にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社ホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載</li> <li>・ 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け</li> <li>・ パンフレット等への記載・配布</li> </ul>	<p>&lt;利用目的の公表に関する細則&gt;</p> <p><u>利用目的の公表とは、広く一般に内容を発表することであり、一般的に以下のとおりとするが、研究の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法に変更できる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載</u></li> <li>・ <u>研究を行う機関の窓口等への書面の掲示・備付け</u></li> <li>・ <u>パンフレット等への記載・配布</u></li> </ul>	<p>第 5 の 18 (7)</p>
<p>6. 個人データの管理に関する義務</p> <p>(2) 安全管理措置【法第 20 条関係】</p> <p>〔〇〇関係事業者〕は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>その際、〔〇〇関係事業者〕において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。</p> <p>〔例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。〕</p> <p>〔(注) 上記「例えば」以降については、事業分野の特性等に応じ、各</p>	<p>(条文で規定)</p> <p>&lt;安全管理措置に関する細則&gt;</p> <p>組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、取り扱う情報の性質に応じて、必要かつ適切な措置を求めるものである。</p> <p><u>その際、研究を行う機関の長において、個人情報が漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、研究の性質、個人情報の取扱状況及び個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>第 5 の 17 (1)</p>

<p>府省の判断で記述するものとする。また、組織的や技術的といった安全管理措置の程度については、事業分野の特性等に応じ、具体例を積極的に例示するものとする。]</p>		
<p>6. 個人データの管理に関する義務  (4) 委託先の監督【法第22条関係】  ② 【〇〇関係事業者】は、①の規定の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。  ア 委託先の個人データの取扱いに関する事項  イ 委託先の秘密の保持に関する事項  ウ 委託された個人データの再委託に関する事項  エ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項 ]</p>	<p>&lt;委託する場合に契約により確保すべき事項に関する細則&gt;  <u>委託を受けた者が遵守すべき事項について、委託契約書等に記載すべき事項は一般的に以下のとおりとするが、委託業務の内容に応じて追加できる。</u>  ・<u>委託を受けた者の個人情報の取扱いに関する事項</u>  ・<u>委託の範囲を超えた利用の禁止</u>  ・<u>委託を受けた者以外への試料・情報の提供の禁止</u>  ・<u>業務上知り得た情報の守秘義務</u>  ・<u>契約終了後の試料・情報の廃棄・返却等に関する事項</u></p>	<p>第5の18  (1)</p>
<p>12. ガイドラインの見直しについて  このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。</p>	<p>22 見直し  この指針は、<u>社会情勢の変化、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進展等諸状況の変化を踏まえ、必要に応じ、又は施行後5年を目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行うものとする。</u></p>	<p>第8の22</p>

## 個人情報保護に関するガイドラインの共通化について

〔平成 20 年 7 月 25 日〕  
個人情報保護関係省庁  
連絡会議申合せ

内閣府及び各省庁は、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成 19 年 6 月 29 日国民生活審議会）を踏まえ、本年 4 月 25 日に一部変更された「個人情報の保護に関する基本方針」の内容にも留意しつつ、各事業分野ごとの個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の共通化について、以下のとおり取り組む。

- (1) 内閣府は、ガイドラインの共通化について、その考え方を別紙のとおり定め、公表する。
- (2) これに基づき、各府省庁は、ガイドラインの共通化について必要な措置を講ずる。

## ガイドラインの共通化の考え方について

平成 20 年 7 月  
内 閣 府

### I. 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）は、平成 17 年 4 月に全面施行された。施行後 3 年を迎え、法の施行状況等を踏まえ、個人情報の保護施策の改善・充実に必要な措置として、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を一部変更（平成 20 年 4 月 25 日閣議決定）した。

また、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成 19 年 6 月国民生活審議会）においては、各省庁において策定されている個人情報保護に関する事業分野ごとのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、「複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきである。」と指摘された。

この国民生活審議会の指摘を踏まえ、一部変更された基本方針の内容にも留意しつつ、今後、ガイドラインの共通化について検討を加え、必要な措置を講ずることとする。

### II. 目的

個人情報保護法制においては、主務大臣制を採用し、監督官庁が、事業分野ごとに、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）及び基本方針を踏まえ、法第 6 条、第 8 条又は基本方針に基づいてガイドライン等を策定しているところである（平成 20 年 4 月 1 日現在、24 分野について 37 のガイドラインが各事業分野を所管する省庁によって策定されている。）。

ガイドラインの共通化の取組は、これら各省庁の策定するガイドライン（今後策定される新規のガイドラインを含む。以下同じ。）によってバラツキのある項目を精査し、各事業分野の特性・独自性に依拠する部分を除いても、なお統一的でない部分については、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から、内閣府の示す方針（Ⅲ及びⅣ参照。）に沿って各省庁がガイドラインを改定することで足並みを揃え、分野ごとの事情を踏まえながらもなるべくガイドライン間の異同を小さくしようとする取組である。その結果、ガイドラインの名称の共通化等の形式的な整理等を促進し、事業分野ごとの事情を踏まえながらも、民間分野の個人情報保護制度を対外的に分かりやすいものにすることを目的としている。

なお、各府省がその所管事業分野等の監督責任を果たし、所管事業分野等の

特性・独自性や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が、この取組により妨げられるものではない。

### Ⅲ. 総則（共通化の要点）

各府省は、ガイドラインの策定・見直し等に当たっては、次の点に留意するものとする。

#### 1. ガイドラインの定義

ガイドラインとは、法第6条、第8条又は基本方針に基づいて主務大臣が策定するものであり、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援し、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針をいう。

#### 2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインが、法第6条、第8条又は基本方針に基づき策定されたものであることが明確になるよう、ガイドラインの目的に関する規定等において、その旨を明記することとする。

#### 3. 名称の共通化

ガイドラインの名称については、「…分野における個人情報保護に関するガイドライン」又は「…が講ずべき個人情報保護措置に関する指針」等の名称を用いることとし、それが、個人情報保護に関するものであること、ガイドラインであること、どの事業分野を対象としているものか明確になることなど、民間事業者を含め国民にとってわかりやすい名称であることを目安とする。

これとの混同を避けるため、事例集やQ&A、解説書等には、「ガイドライン」や「指針」といった名称を用いないこととし、それがガイドラインではないことがわかるよう配慮した名称を付することとする。

#### 4. 形式の統一化

各府省による「告示」とする。

#### 5. ガイドライン以外のもの（事例集やQ&A、解説書等）

内閣府は、ガイドラインと区別して各府省が策定する事例集やQ&A、解説書等を一覧できるものを作成し、内閣府ホームページ等で公表する。これにより、事業者等の利便性に配慮する。

#### 6. ガイドラインにおける使用用語の統一化

用語の定義に当たっては、「このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。」等の文言を盛り込むこととし、事業分野の特性・独自性のあるもの以外の用語は、法の定めるところによるものとする。

## 7. 法第2条第3項第5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる事業者の取扱い

「個人情報」は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない（法第3条）との法の基本理念及び事業分野の特性を踏まえ、法の義務規定の対象とならない者の自主的な取組を促進するために、ガイドラインには「個人情報取扱事業者」に該当しない者についても、このガイドラインに準じた個人情報の適正な取扱いに努めるものとする」といった記述を盛り込むこととする。

## 8. わかりやすいガイドラインの内容

事業者や国民（消費者等）がガイドラインに関する理解を深められるように、ガイドラインにはできるだけ事例等を具体的に盛り込むようにする。また、別途事例集等を作成した場合には、それと相互に参照できるように工夫することとする。

また、消費者等の権利利益の一層の保護に資するため、苦情処理に関する窓口や開示等請求に関する窓口の透明化を進め、わかりやすいものとなるようにすることも肝要である。

## IV. 各論（標準的なガイドライン）

内閣府は、全事業分野に共通するような標準的なガイドライン（以下「標準的なガイドライン」という。別添参照。）を「Ⅲ. 総則（共通化の要点）」を踏まえ作成し、公表する。

各府省は、ガイドラインの策定・見直し等に当たっては、これも参考とする。

## V. 各府省における策定・見直しの検討及び施行

各府省は、既にガイドラインを策定している場合には、内閣府による標準的なガイドライン策定後1年内を目途に、事業分野の特性に応じて、ガイドラインを見直すこととし、見直し後のガイドラインの施行時期については、周知期間を含め、各事業分野の実情を踏まえた各府省の判断とする。標準的なガイドラインの変更後も同様とする。

また、新規にガイドラインを策定する場合にも、標準的なガイドラインを踏まえたものとする。

～ 以 上 ～